

SUGOCA 電子マネー取扱規則

第1条 この規則の目的

この規則は、九州旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が、SUGOCA 電子マネーの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条 適用範囲

加盟店での商品購入等の取扱いについては、この規則の定めるところによります。

2 IC カード等による旅客の運用等については、「九州旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 21 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 11 号）」（以下、「IC カード乗車券取扱規則」といいます。）その他 IC カード等の発行事業者が別に定めるものによります。

第3条 用語の定義

この規則における主な用語の定義は、次の各号の定めがない場合、IC カード乗車券取扱規則に定めるとおりとします。

- (1) 「SUGOCA 電子マネー」とは、発行者が発行した IC カード等に記録される金額に相当する対価を得て、当社の定める方法で IC カード等に記録した金銭的価値をいいます。
- (2) 「IC カード等」とは、利用者が SUGOCA 電子マネーを記録・利用するための、IC チップを内蔵する別表のサービスマークの付されたカード等の情報記録媒体をいいます。
- (3) 「発行者」とは、当社又は当社が SUGOCA 電子マネーの発行者として指定する会社若しくは組織をいいます。
- (4) 「利用者」とは、本規則に同意し、SUGOCA 電子マネーを利用される方をいいます。
- (5) 「チャージ」とは、当社の定める方法で IC カード等に SUGOCA 電子マネーを積み増しすることをいいます。
- (6) 「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、SUGOCA 電子マネーの読取り、引去り及び当社が特に認めた場合は書込みをすることができる機器（リーダ・ライタ）をいいます。
- (7) 「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、IC カード等に記録されている一定額の SUGOCA 電子マネーを引き去り、発行者の電子計算機、IC カード等又は加盟店の端末に同額の SUGOCA 電子マネーが積み増しされることをいいます。
- (8) 「加盟店」とは、当社が SUGOCA 電子マネーに係る加盟店として指定した店舗等であって、SUGOCA 電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供するものをいいます。当社が、SUGOCA 電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供する場合においては、当社も加盟店にあたるものとみなします。
- (9) 「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務（以下、「商品等」といいます。）を購入し又は提供を受けた際に、金銭等に換えて SUGOCA 電子マネーを加盟店の端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。
- (10) 「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に設置及び利用が許され、かつ加盟店が当社

のために管理する端末をいいます。

(11)「SF」とは、ストアードフェアカードの機能により、IC カード等に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類等との引換えに充当するものをいいます。

第4条 加盟店での SUGOCA 電子マネーのご利用

利用者は、別表の SUGOCA 電子マネーのサービスマークを掲示した加盟店で、SUGOCA 電子マネーを利用して商品等を購入することができるものとします。

2 前項の定めにかかわらず、利用者は、1 回の電子マネー取引につき 2 枚以上の IC カード等を同時に使用することはできません。

3 第1項の場合、利用者の IC カード等から当該加盟店の端末に、商品等の代金額に相当する SUGOCA 電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。

4 商品等の代金額及び SUGOCA 電子マネーの残高は、SUGOCA 電子マネーの移転が完了した時点で、加盟店の端末等に表示され、利用者は、当該代金表示金額及び SUGOCA 電子マネー残高表示金額に誤りのない事を確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。

5 当社及び発行者は、利用者が加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。ただし、当社が第3条(8)でいう「加盟店」にあたる場合はこの限りではありません。

6 記名式 SUGOCA 乗車券及び SUGOCA 定期券については、記名人本人以外は利用できません。ただし、電子マネー取引に関しては、カード保有者を記名人とみなして、本人確認を行うことなく、利用を認めます。よって、当社及び加盟店は記名人本人以外の使用によって生じた記名人本人の損害についてその責を負いません。

第5条 前条のご利用後に生じた事由

前条の SUGOCA 電子マネーの移転がなされた後、利用者と加盟店との間で、SUGOCA 電子マネー移転の原因となった行為に無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該 SUGOCA 電子マネーの返還はできません。

第6条 SUGOCA 電子マネーが利用できない場合

利用者には、以下の各号に定める場合においては、第4条に基づくご利用ができないことをあらかじめご承認いただきます。

(1) 利用者の IC カード等に記録保存されていた SUGOCA 電子マネーが、変造又は不正に作成されたものであるとき。

(2) SUGOCA 電子マネーに係るシステムの通信時、又は同システムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。

(3) SUGOCA 電子マネーに係るシステムの障害時、IC カード等もしくは端末の破損又は電磁

波影響その他の事由による SUGOCA 電子マネーの破壊もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。

(4) IC カード等が不正乗車の手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、IC カード乗車券取扱規則その他 IC カードの発行事業者が別に定めるものに従って、無効となり回収された場合。

(5) 電子マネー取引に際し、SUGOCA 電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返す場合。

(6) その他やむを得ない事由のある場合。

第 7 条 取扱対象外商品等

有価証券及び金券等のほか、当社が別途定める商品等については、電子マネー取引はできません。

第 8 条 制限責任

SUGOCA 電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、当社又は発行者はその責任を負わないものとします。

第 9 条 規則の変更

当社は、本規則を変更することができるものとします。

2 本規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者が SUGOCA 電子マネーを購入又は使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第 10 条 規定の準用

IC カード乗車券取扱規則の第 9 条（IC カードの所有権）、第 10 条（デPOSIT）、第 11 条（SUGOCA の失効）、第 12 条（チャージ）、第 14 条（SF 利用履歴の確認）、第 32 条、第 34 条、第 46 条、第 48 条（再発行）、第 31 条、第 44 条（払いもどし）、その他 IC カード乗車券の権利内容に係る基本的事項を定めた規定のうち旅客運送に関するもの以外の規定は、SUGOCA 電子マネーについて、準用するものとし、この場合、「SF」を「SUGOCA 電子マネー」、「SUGOCA」を「IC カード等」と読み替えることとします。但し、第 14 条の準用にかかわらず、印字及び表示される利用履歴の内容は、取扱月日及び取扱金額のみであって、取扱箇所（取扱加盟店）の印字及び表示は行いません。

附則

この公告は、平成 21 年 3 月 1 日から施行します。

別表（第 3 条、第 4 条）

IC カード等及び加盟店に対する表示



(2013 年 3 月 1 日時点)